

日薬業発第 537 号
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 38、その 39)

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします(別添 1)。

調剤基本料 1 を算定する保険薬局の場合、地域支援体制加算の実績要件については、令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置として「従前の例による」とこととされていますが、今般、当該措置終了後(4 月 1 日以降)の臨時的な取扱いが示されました。

経過措置終了後については、令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡(9 月 1 日付け日薬業発第 263 号にて既報。以下、「0831 連絡」)による臨時的な取扱いを行った上でなお、実績要件を満たさない場合、令和 3 年 9 月 30 日までの間、令和元年の実績を用いても差し支えないとのことです。

当該取扱いは、調剤基本料 1 の保険薬局の場合に限らず、調剤基本料 1 以外の保険薬局についても同じです。また、在宅患者調剤加算の実績要件につきましても当該取扱いと同様となります。

0831 連絡における対象施設に該当するケースについても、追加の連絡が示されています(別添 2)。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本会にて本件に関する補足資料を作成いたしましたので、お送りいたします。併せてご確認の程よろしくようお願い申し上げます(別添 3)。

別添

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 39)(令和 3 年 3 月 26 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)
📎 様式 1-2 事務連絡(1)に係る保険薬局の報告様式
2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 38)(令和 3 年 3 月 22 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)
3. 地域支援体制加算、在宅患者調剤加算の施設基準における臨時的な取扱いについて(補足資料)(令和 3 年 3 月 26 日 日本薬剤師会作成)

参考

- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 26)(令和 2 年 8 月 31 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)